

令和 5 年 6 月 20 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19H01440

研究課題名（和文）わが国における神経法学の基盤的研究 - 法学・医学・心理学の協働 -

研究課題名（英文）Basic research of neurolaw in Japan - collaboration of law, medical science and psychology -

研究代表者

山口 直也（YAMAGUCHI, NAOYA）

立命館大学・法務研究科・教授

研究者番号：20298392

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 12,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、法学と神経科学・脳科学との架橋・融合を目指す神経法学（Neurolaw）の基盤的研究であり、第一に、法学研究者と自然科学・人文科学者、特に脳科学者、医学者との研究ネットワークの構築を目指すとともに、第二に、神経法学研究の主要研究領域を開拓することを目指すものである。前者については、17回開催した神経法学研究会を通じて、基盤脳科学、認知脳科学、神経科学、神経機能学、神経形態学、小児科学、認知心理学、臨床心理学の各研究者の最新の知見を得るとともに、人的ネットワークの構築ができた。後者については、5回開催した同研究会（継続中）を通じて、一定の方向性を確認することができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

神経法学は、神経科学及び心理学の学問領域の知見を援用して法理論及び法実務の発展を探求するポストモダン期の学際的学問領域であり、従来の社会科学の一領域としての法理論・法実務の研究・実践を、最先端の知見を有する自然科学・人文科学のレンズを通して再構築する近代的批判法学・実用法学の一つである。本学問領域を確立することによって、現代社会に生起する日進月歩の科学技術を背景とした法的課題を学際的人間科学の観点から分析・解決する新たな道筋を示すことが期待できる。その意味において社会的意義がある。

研究成果の概要（英文）：This research is a fundamental study of Neurolaw, which aims to bridge and integrate law with neuroscience and brain science. First, it aims to establish a research network between legal scholars and natural science and humanities scholars, especially brain scientists and medical scientists, and second, it aims to develop a major research area in Neurolaw research. Regarding the former, through the 17 meetings of the Neurolaw Study Group, I was able to obtain the latest knowledge from researchers in basic brain science, cognitive brain science, neuroscience, neurofunctional science, neuro-morphology, pediatrics, cognitive psychology, and clinical psychology, as well as build a human network. Regarding the latter, I was able to confirm a certain direction through the five meetings of the same study group (ongoing).

研究分野：刑事法学

キーワード：神経法学 神経科学 脳科学 人工知能と脳科学 嘘の画像研究 人工神経接続 ブレインデコーディング 認知過程

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

現代社会における医学の発展はめざましい。特に、脳科学（Brain Science）、神経科学（Neuroscience）における新しい知見は、最新の科学技術が医療検査機器、治療機器などに応用されることによってもたらされたといっても過言ではない。いままで、可視化することは困難であると思われていた脳の内部の血流状態についても、fMRI（functional magnetic resonance imaging、機能的磁気共鳴画像法）などの開発によって可能になり、医学の領域だけでなく、人間社会の様々な局面に大きな影響を与えている。

そのような状況の中、司法領域においては、PET（Positron Emission Tomography、陽電子放出断層撮影）、fMRI等の脳機能画像の所見を用いた医療過誤裁判、心神喪失の抗弁に関する裁判などが米国をはじめとする欧米諸国において増加しており、神経科学と法との関連はより身近なものになりつつある。また、一連の米国連邦最高裁判決においては、最新の神経科学の知見に基づいて、青少年の脳の器質及び機能の脆弱性、可塑性に触れながら、18歳未満の少年に対する死刑及び仮釈放なし終身刑について違憲判決が下され、社会的注目を集めている。

そして法学研究の領域においては、従来行われてきた精神医療と法、生命倫理と法、そして心理学と法等の学際的研究をさらに学術融合的に発展させる形で、特に米国を中心に、神経科学と法に関する研究、いわゆる神経法学（Neurolaw）という研究領域が開拓されつつある。

2. 研究の目的

そこで本研究では、法学と脳科学・神経科学、そして認知心理学の融合を図る学際的基盤研究を行ったうえで、わが国における将来の法的問題解決の新しいアプローチ方法につながる、新しい法学研究領域である「神経法学」という学問領域の確立を目指すものである。

具体的には、法学者、法律実務家、脳科学者、神経科学者、医学者、心理学者が学際的研究グループを組織して、学問横断的に国際比較も含めて共同研究を行い、(1)人の主体性と意思決定、(2)うその供述と心理学、(3)薬物依存症と脳メカニズム、(4)刑事責任論・犯罪者処遇、(5)少年保護・少年矯正、(6)知的財産法と脳科学・神経科学・AI等の諸問題について、法と神経科学の関連領域に関する最先端の共同研究を行って、神経法学的研究の基盤形成を追求する。

3. 研究の方法

本研究課題の最終目標は新法学的研究領域である神経法学の基盤形成であるが、特に、脳科学・神経科学、認知心理学と法学との関係性の在り方を定めるうえで、神経法学先進国である米国を中心とした諸外国の状況を踏まえたうえで、研究会報告を通じて、基盤脳科学、認知脳科学、神経科学、神経機能学、神経形態学、小児科学、認知心理学、臨床心理学等の研究者との人的ネットワークを形成することに注力する。

具体的には、研究代表者、研究分担者及び研究協力者を中心に「神経法学的研究会」を組織したうえで、関連諸科学、特に基盤脳科学、認知脳科学、神経科学、神経機能学、神経形態学、小児科学、認知心理学、臨床心理学については各領域の国内外の専門家を同研究会に招請のうえ、各専門領域について、特に法学との連携の可能性を視野に入れて研究報告を行ってもらい、人的ネットワークを形成する（年6回開催予定）。また、同研究会においては、法学、医学、心理学の各海外調査の結果について随時報告したうえで、上記関連諸科学と法学の連携・融合の可能性を検討し、神経法学的研究領域の体系化を目指すこととする。

4. 研究成果

(1)神経法学的研究会の開催（研究者ネットワークの形成）とその成果のとりまとめ

4年間の本研究期間内に22回の研究会を開催して、基盤脳科学、認知脳科学、神経科学、神経機能学、神経形態学、小児科学、認知心理学、臨床心理学等の専門領域の研究者と法学者、法律実務家が最新のトピックに関する学際的研究を行った。そしてその一部（第1回研究会乃至第17回研究会での発表内容）については、『【中間報告書】わが国における神経法学の基盤的研究

法学・医学・心理学の協働 <神経科学・心理学篇>』（2022年3月・全121頁）としてとりまとめた（未公表）。

これによって、法学的研究者、実務家が総論的に学ぶべき、認知神経科学、行動神経科学、システム神経科学、認知心理学、発達心理学、医学、司法精神医学、薬学等に関する最新の知見を共有することが出来た。

具体的には、「神経科学の基礎」では、主として、脳の構造・機能、脳の観察と操作（fMRIの機能）及び知見利用の限界、そして、脳神経倫理学の現代的課題について検討する。法と神経科学の問題を研究するうえでは人間の脳の構造及び各機能に関する基礎的理解が必須になる一方で、近時の科学的発展とともにビジュアル化された神経科学の知見を妄信するのではなく、倫理的、哲学的問題も含めて、その限界についても認識する必要があることがわかった。

また、既存の法理論研究及び法実務の実践の中で、直接的・間接的に関連性が議論されてきた「神経科学の主題」については、脳の構造・機能の観点から傷害脳、思考脳・感情脳、未発達脳

および疾患脳の4つのカテゴリーに分類して検討したうえで、脳死、脳損傷、苦痛のメカニズム、人間の主体性・意思決定のメカニズム、うそ・記憶・感情の脳内メカニズム、青少年脳、愛着形成障害の脳内メカニズム、子どもの認知特性、依存症・精神疾患の脳内メカニズムなどについて最先端の知見を共有することが出来た。

そして、人工知能(Artificial Intelligence, AI) 脳介機装置(Brain Machine Interface, BMI) ロボティクスなど近時の新技術の開発と人間の脳との関わりにおいて、神経科学が果たす意義に関する最新の知見を共有したことで、特に自律型AIをはじめとする人間の脳の深層学習に基づく新技術による社会的行為の法的評価は、近未来の人間社会における喫緊の課題となることが確認できた。

(2) 神経法学的研究の課題の抽出

そのうえで、第18回研究会乃至22回研究会では、特に神経科学との関わりが論じられている法学領域の先行研究を踏まえて、上記の学際的基礎研究で得た知見を参考にした「神経法学的研究の序論的考察」を行った。そのうえで、今後の神経法学的研究で検討課題となるトピックについて抽出した。その一端は、以下に、神経科学と公法、神経科学と民事法、神経科学と刑事法、そして、神経科学と社会法としてまとめたとおりである。

神経科学と公法

神経科学と公法、特に憲法上の権利との関係では、(a)内心の自由への影響、(b)捜査段階でのプライバシー権、(c)黙秘権の侵害、(d)公正な裁判と有効な弁護を受ける権利、(e)国家安全保障の危殆化などの主要課題を研究対象とすることを明らかにした。内心の自由やうそ供述の問題については、すでにわが国でも一定の先行研究があることから、今後は実証研究も含めてさらに研究を深化させる必要性を確認した。また、脳内情報の読み取り(デコーディング)研究の重要性についてもあわせて確認した。

神経科学と民事法

わが国の民事法、特に民法との関係で神経科学の知見が問題になりうるのは、主として行為者の能力を判断する局面である。自然人が出生とともに権利能力を取得することは明らかであるが、(a)売買契約、賃貸借契約など取引行為を行う際あるいは婚姻、養子縁組、遺言作成など身分上、相続上の行為を行う際の意思能力、(b)法律行為を単独で行う資格である行為能力、(c)故意・過失により不法行為を行った際の責任能力、(d)自分の行う行為の意味を理解できる事理弁識能力について司法判断がなされる場合、(e)意思決定の自由、(f)青少年脳、(g)精神疾患脳に関する神経科学上の知見が援用される余地は十分にある。本領域においては、これらの問題に関する理論的・実証的研究が必要であることを明らかにした。また、知的財産権である著作権との関係では、著作権侵害の判断の在り方をめぐって神経科学の知見の応用が重要であることも確認した。

神経科学と刑事法

神経科学と法に関する関心は主として刑事法理論の中で深まってきたと言えるが、ここでは(a)脳死と神経科学、(b)脳傷害と神経科学、(c)刑事責任と神経科学、(d)刑事政策と神経科学((i)独居拘禁と神経科学、()犯罪予測研究と神経科学。()薬物依存と神経科学)(e)少年司法と神経科学の各主要課題に関する欧米における先行研究を踏まえて、わが国における理論研究及び実証研究の方向性を確認した。

神経科学と社会法

児童福祉法、児童虐待防止法、精神保健福祉法、障害者総合支援法等わが国の社会法の領域においても神経科学と法との関係が今後議論になり得る。特に、福祉機関、裁判所における児童虐待の判定・認定、福祉機関における精神障害者の認定などにおいて、主として専門医療機関が行う診断段階におけるfMRIなどを用いた脳機能画像の援用、あるいは神経科学者の専門家としての意見などが援用される機会が多くなることが考えられる。

(3) 神経法学的研究の今後の展望

本研究がその構築を目指す神経法学は、神経科学及び心理学の学問領域の知見を援用して法理論及び法実務の発展を探索するポストモダン期の学際的学問領域であり、従来の社会科学の一領域としての法理論・法実務の研究・実践を、最先端の知見を有する自然科学・人文科学のレンズを通して再構築する近代的批判法学・実用法学の一つである。

公法、民事法、刑事法及び社会法の各領域の例示内容に瞥見したように、法はそもそも不確実な内容を孕んでいて、法的紛争の解決は多分に政治的色彩を帯びている。例えば、臓器移植によって人の生命が救われるのであれば法的脳死という概念で生物学的な人の死は操作されるし、著作権侵害の被害額が相当な多額に上れば、総合的な類似性判断は肯定されやすい傾向にある。また、民法上の成年年齢が引き下げられれば、少年犯罪の増加・凶悪化などのエビデンスがなくても、立法政策上のわかりやすさから少年法上の対象年齢は法定されるし、法禁物である薬物を使用した薬物依存者は、病人ではなく犯罪者として刑罰的処遇を受けることが当然とされている。

神経法学的研究は、制定法や裁判実務の根底に流れている、時には相矛盾する法原理を自然科学の指標から客観的に捉えなおそうとする点において批判法学としての研究であると同時に、一律に客観的な観点から法的紛争の解決を目指す点において科学化された実用法学でもある。

法と神経科学がいかなる局面においてどのように接合可能か。このことを判断することは、その必要性の判断も含めて極めて困難な作業であるが、法学の科学化は、人間社会において多様化、複雑化する法的紛争解決のための一筋の光明となるようにも思われる。

本研究は、神経法学及び同研究について嚆矢であり、「わが国における神経法学の基盤的研究」の全くの導入部分に過ぎない。その意味で、法学の全領域において、神経科学との関連において問題になり得る法的論点を概括的に検討したにすぎず、本格的検討には至っていない。また、高齢者脳の判断能力・訴訟能力、スポーツ法学における法的責任、認知強化薬の使用などの法理論的問題はもとより、神経法学証拠の定義と法的許容性、裁判における目撃証人の証言の信用性判断、裁判官、裁判員による司法判断における感情の影響など司法実務における諸問題はほとんど未検討である。これらの内容の本格的検討については、実証研究も含めて次の研究課題としたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計26件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 1件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 鈴木博人	4. 巻 129巻10・11号
2. 論文標題 離婚後の共同親権制度導入に関する原則的考察 裁判例を通して	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学新報	6. 最初と最後の頁 163 - 191
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山口亮子	4. 巻 159巻1号
2. 論文標題 懲戒権規定廃止後の子の養育のあり方	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 101 - 123
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Ryoko Yamaguchi	4. 巻 65
2. 論文標題 INTERESTS OF THE CHILD IN CHILD ABDUCTION AND VISITATION CASES 8212 Differences Between Japan's Domestic and International Criteria & 8212	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Japanese Yearbook of International Law	6. 最初と最後の頁 169-190
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山口直也	4. 巻 403
2. 論文標題 神経法学の序論的考察	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 立命館法学	6. 最初と最後の頁 631 - 656
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山口直也	4. 巻 339・400
2. 論文標題 刑事控訴審における破棄自判時の事実の取調べの要否	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 立命館法学	6. 最初と最後の頁 1004-1023
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山口直也	4. 巻 61巻3号
2. 論文標題 神経法学と若年者の刑事裁判	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 594 - 599
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 本庄武	4. 巻 21巻3号
2. 論文標題 妄想性障害と刑事責任能力	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 一橋法学	6. 最初と最後の頁 157-178
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 仲真紀子	4. 巻 94巻11号
2. 論文標題 児童虐待と司法面接	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 49-54
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山口亮子	4. 巻 38
2. 論文標題 親権の理論と実際	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 家族<社会と法>	6. 最初と最後の頁 15-18
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木博人	4. 巻 129巻10・11号
2. 論文標題 離婚後の共同親権制度導入に関する原則的考察	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学新報	6. 最初と最後の頁 163-191
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山口直也	4. 巻 2478
2. 論文標題 特定少年の特例を新設することの意味	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 153 - 155
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山口直也	4. 巻 66巻11号
2. 論文標題 「子ども」の法定年齢の比較法的検討	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 12 - 18
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 本庄武	4. 巻 2478
2. 論文標題 特定少年に対する逆送規定	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 156-157
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山口亮子	4. 巻 29
2. 論文標題 祖父母が子との面会交流を持つし立てることを否定した事例	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 新・判例解説watch	6. 最初と最後の頁 109 - 112
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 仲真紀子	4. 巻 64巻1号
2. 論文標題 肯定的な自伝的記憶と両価の自伝的記憶の区別について	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 心理学評論	6. 最初と最後の頁 70-73
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山口直也	4. 巻 556
2. 論文標題 「国際人権基準及び海外法制の観点から見た少年法改正案」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法と民主主義	6. 最初と最後の頁 15頁-18頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 本庄武	4. 巻 103
2. 論文標題 「新たな処分に関する『別案』の検討」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 96頁-101頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Kai Makita, Shinichiro Takiguchi, Hiroaki Naruse, Koji Shimada, Shigemi Morioka, Takashi X Fujisawa, Keigo Shimoji, Akemi Tomoda. (友田明美)	4. 巻 303
2. 論文標題 White matter changes in children and adolescents with reactive attachment disorder: A diffusion tensor imaging study.	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Psychiatry research. Neuroimaging	6. 最初と最後の頁 111129頁-111129頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 仲真紀子	4. 巻 26巻1号
2. 論文標題 司法面接. 子どものマルトリートメントと精神科医療	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 精神科治療学	6. 最初と最後の頁 41頁-45頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山口直也	4. 巻 2397
2. 論文標題 「脳科学・神経科学の進展と少年司法の変容 - 米国連邦最高裁判決から何を学ぶべきか - 」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 『判例時報』	6. 最初と最後の頁 117頁-121頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山口直也	4. 巻 -
2. 論文標題 「若年者事件における検察官の権限とその限界 『若年者に対する新たな処分』の検討を中心として」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 山口直也・酒井安行他編集『国境を超える市民社会と刑事人権 新倉修先生古稀祝賀記念論文集』所収	6. 最初と最後の頁 470頁-486頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山口直也	4. 巻 -
2. 論文標題 「少年法適用年齢引下げと民法の成年年齢 - 脳科学の観点から見た少年の成熟度と少年保護年齢設定の意義 -」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 葛野尋之・武内謙治・本庄武編著『少年法適用年齢引下げ・総批判』所収	6. 最初と最後の頁 41頁-56頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 本庄武	4. 巻 2402
2. 論文標題 「脳科学の発展が少年法適用年齢引下げ問題に与える示唆」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 『判例時報』	6. 最初と最後の頁 142頁-146頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 本庄武	4. 巻 91巻12号
2. 論文標題 「刑事司法からみた『若年者に対する新たな処分』」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 『法律時報』	6. 最初と最後の頁 84頁-88頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Jung M, Mizuno Y, Fujisawa TX, Takiguchi S, Kong J, Kosaka H, Tomoda A. (友田明美)	4. 巻 29巻9号
2. 論文標題 The Effects of COMT Polymorphism on Cortical Thickness and Surface Area Abnormalities in Children with ADHD.	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Cerebral cortex	6. 最初と最後の頁 3902頁-3911頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1093/cercor/bhy269	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 該当する

1. 著者名 仲真紀子	4. 巻 60巻3号
2. 論文標題 子どもから事実を聴くということ：多機関連携と非開示	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 児童青年精神医学とその近接領域	6. 最初と最後の頁 347頁-351頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計12件 (うち招待講演 1件 / うち国際学会 1件)

1. 発表者名 山口亮子
2. 発表標題 親権法の理論
3. 学会等名 日本家族 < 社会と法 > 学会38回大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 仲真紀子
2. 発表標題 法廷での司法面接の使用の意義
3. 学会等名 日本虐待防止学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 仲真紀子
2. 発表標題 ワークショップ：司法面接の基礎と最近の動向
3. 学会等名 日本刑法学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 山口直也
2. 発表標題 ワークショップ「神経法学と若年者の刑事裁判」
3. 学会等名 日本刑法学会第99回大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 山口亮子
2. 発表標題 親権法の理論
3. 学会等名 日本家族＜社会と法＞学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 仲真紀子
2. 発表標題 司法面接の事後的検討
3. 学会等名 日本児童虐待防止学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Akemi Tomoda (友田明美)
2. 発表標題 A difference in impaired neural reward processing in children with ADHD and children with reactive attachment disorder.
3. 学会等名 Meeting of Mind London (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Makiko Naka (仲真紀子)
2. 発表標題 Investigative Interviews with Alleged Child Victims: A Multi-Disciplinary Team Approach
3. 学会等名 The 2020 Annual Meeting of the Cultural Psychology Division of the Chinese Psychological Society Promoting Cross-Cultural Communication and Understanding in Changing Times. (招待講演)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 山口直也
2. 発表標題 若年者に対する新たな処分(ワークショップ)
3. 学会等名 日本刑法学会第97回大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 山口直也
2. 発表標題 「少年・刑事司法・刑事政策の立場から」『少年法適用年齢の引下げを考える - 犯罪行動科学の視点から - 』（指定討論）
3. 学会等名 日本犯罪心理学会第57回大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 友田明美
2. 発表標題 子ども虐待と脳科学：アタッチメント（愛着）の視点から
3. 学会等名 第30回日本医学会総会（市民公開シンポジウム）「母と子のこころを知り、支える」
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 仲真紀子
2. 発表標題 児童虐待とその刑事的対応
3. 学会等名 日本刑法学会第97回大会第ワークショップ11
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 山口直也	4. 発行年 2019年
2. 出版社 現代人文社	5. 総ページ数 229
3. 書名 『脳科学と少年司法』	

1. 著者名 友田明美	4. 発行年 2019年
2. 出版社 NHK出版	5. 総ページ数 202
3. 書名 『親の脳を癒やせば子どもの脳は変わる』	

1. 著者名 山口亮子	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本加除出版	5. 総ページ数 348
3. 書名 『日米親権法の比較研究』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	仲 真紀子 (naka makiko) (00172255)	立命館大学・OIC総合研究機構・教授 (34315)	
研究分担者	山口 亮子 (yamaguchi ryoko) (50293444)	関西学院大学・法学部・教授 (34504)	
研究分担者	本庄 武 (honjo takeshi) (60345444)	一橋大学・大学院法学研究科・教授 (12613)	
研究分担者	友田 明美 (tomoda akemi) (80244135)	福井大学・子どものこころの発達研究センター・教授 (13401)	
研究分担者	鈴木 博人 (suzuki hirohito) (90235995)	中央大学・法学部・教授 (32641)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------